

「森林環境保全税」の延長に関するパブリックコメント実施結果について

平成29年12月1日
森林づくり推進課
税務課

平成30年3月31日に適用期間が終了する「森林環境保全税」の延長に関する、パブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

これらの意見を踏まえ、11月議会に条例改正案を提出しました。

1 延長(案)の概要

- 趣旨、課税方式、税率及び使途内容を現行どおりとし、森林環境保全税の適用期間を5年間延長する。
- 条例改正にあたっては、現在、創設に向けて検討されている国の森林環境税(仮称)の使途内容等が明らかになった後、必要に応じて、本県の森林環境保全税の税率、使途内容等について検討する。

2 パブリックコメントの実施状況

(1)募集期間：10月30日(月)から11月20日(月)までの22日間

(2)県民への周知

- 県のホームページに掲載(10月30日から)
- 県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場窓口に募集案内チラシを配置
- 新聞広告掲載：11月5日付(日本海新聞)

(3)意見交換会の実施：県内3会場(東部：11/6(月)、中部：11/7(火)、西部：11/8(水))いずれも午後7時～意見交換会参加者24名

(4)応募件数：52件(意見募集箱7件、ファックス2件、電子メール5件、説明会37件、その他1件)

3 「森林環境保全税」の延長(案)に対する主な意見

項目	主な意見の概要	意見に対する対応方針
課税・税率・使途等の延長(案)について	延長に関する基本方針は妥当な判断	趣旨、課税方式、超過税率及び使途内容を現行どおりとし、適用期間を5年間延長します。
	森林機能を維持するために制度を継続し間伐を推進して欲しい。	情勢を踏まえながら一定期間毎に見直しを行いたいと考えています。
	5年と言わず長期制度にして欲しい。	こちらから何度か連絡を試みましたが連絡が取れませんでしたので、再度問い合わせがあれば対応いたします。
使途事業について (ソフト事業)	条例改正の概要等々、もっと詳しく教えて欲しい。	こちらから何度か連絡を試みましたが連絡が取れませんでしたので、再度問い合わせがあれば対応いたします。
	必要以上の提出書類を求められたり、評価委員会で厳しく審査され使いづらい。	少しでも使いやすい制度となるよう、改善すべきことを点検します。
〈竹林整備事業〉	単発の企画ではなく、複数年、継続できる企画の支援が必要。	
	人家周辺の竹林整備は、税の使途が見えやすい。	税に対する理解が深まるよう、これからも努力いたします。
	竹林対策は不要ではないか。	竹林対策については賛否両論ありますが、森林環境の保全のためには必要な対策であり、継続して現行の予算規模を確保しながら取り組みます。
	竹林対策に税込額の1/3を充当していることに違和感がある。	
	竹林対策の適切な予算配分が必要。	
〈竹林整備事業〉	河川敷の竹林対策ができないか。	河川敷の竹林対策は、河川管理者が行うべきと考えています。
	薬剤を使った竹林対策はできないか。	薬剤を使った竹林の駆除は可能ですが、一時的に竹林機能が低下することから慎重な取扱いが必要と考えています。

項 目	主な意見の概要	意見に対する対応方針
〈竹林整備事業〉	竹チップの購入補助は出来ないか。	竹チップについては、リース料を支援対象としており、財産形成に繋がる購入補助は考えていません。
	事業実施した竹林が元に戻らないような仕組みはあるのか。	市町村において5年の管理協定を締結し、5年後に現地調査を行うこととしており、必要な場合は指導をしていただいております。
〈使途事業その他〉	森林や竹林を整備する担い手対策が必要。	担い手対策は、一般財源や他の基金において引き続き支援します。
県民への周知について	税制度が認知されていないのではないか。	あらゆる手法を用いてPRを行います。
国の森林環境税（仮称）について	国の制度が創設されても、県制度を継続すべき。	国の制度概要が確定以後、検討いたします。そのことを条例改正案に盛り込みます。
	国の制度が創設されたときには、県の制度を廃止、または税額を減額すべき	
〈県制度との関係〉	名称が似ているので県の「森林環境保全税」という名称を変更すべき	国の税率や使途内容など、制度概要については確定していないため、県の制度については、現在、見直しの具体案はございません。国の制度概要が確定以後、検討いたします。
	国制度のスケジュールや税率等は分からないのか。	
	国の制度が創設された場合、県の見直しについて具体案があるのか。	
〈国の使途事業〉	市町村には林業の専門職がないので、現体制で市町村が実施することは難しい。	柔軟に対応できるよう、引き続き国に要望していきます。
	民有林に着手する前に、町行造林などをモデル的に実施できれば良い。	
	国の使途について、施行箇所を見つけてきた森林組合等に、随意契約できる仕組みにしないと間伐は進まない。	
その他	伐採された木材や竹材がどのように利用されているのか、県の把握している状況を知りたい。	御意見をいただいた方に、現状を説明させていただきました。